

# 共 済 募 集 指 針

## 淡路信用金庫

当金庫は、中小企業等協同組合法に基づく共済について、以下の「共済募集指針」により、適正な共済募集を実施いたします。

- 当金庫は、中小企業等協同組合法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店（代理所）として責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受協同組合名をお知らせするとともに、共済契約を引受け、共済金等をお支払いするのは協同組合であること、その他引受協同組合が破たんした場合等の共済契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い共済商品の中からお客さまが自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 「個人年金共済・住宅関連の長期火災共済・債務返済支援共済・海外旅行傷害共済・年金払積立傷害共済」を除く共済商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や共済金その他の給付金の額等に制限が課されています。
  - (1) 共済契約者・被共済者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課されている共済商品をお取扱いすることができません。
    - ① 当金庫から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
    - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
  - (2) 「上記（1）に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が共済契約者となる「個人年金共済を除く生命共済商品・傷害共済を除く第三分野の共済商品（医療共済等）」の契約につきましては、共済契約者一人あたりの通算の共済金その他給付金の額を、次の金額以下に限定させていただきます。
    - 1. 個人年金を除く生命共済商品  
共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の合計について1,000万円を限度。
    - 2. 傷害共済を除く第三分野の共済商品(医療共済等)
      - ①診断給付金(一時金形式)・・・1共済事故につき100万円
      - ②診断等給付金(年金方式)・・・月額換算5万円
      - ③入院給付金・・・日額5千円、特定の疾病に係る共済は日額1万円
      - ④手術給付金・・・1手術につき20万円、特定の疾病に係る共済は40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた共済契約の内容及び各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談内容によりましては、引受協同組合所定の連絡窓口へご案内、または協同組合と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

### 【お問合せ窓口】

共済契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または、下記までお問合せください。

淡路信用金庫 お客様相談室

電話番号：0120-22-1020

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時